様式第1号(第2条、第6条関係)

奈義町多機能情報端末等機器設置同意書兼設置申請書

奈義町長　様

奈義町が整備する多機能情報端末等を使用したいので、別紙の設置条件および多機能情報端末等の設置に同意した上で、同意書兼申請書を提出します（太枠内のみご記入ください）。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | お申込年月日 | 令和　　　年　　　月　　　日 |
| 申 請 者 情 報 | 種別 | □ 個人□ 法人 | 住民票有無 | □ 奈義町に住民票あり□ 奈義町に住民票なし |
| 申請者名（法人の場合法人名） | フリガナ |  |
| ※　法人の場合は押印が必要　 |  |
| 生年月日 | 明・大・昭・平　　　年　　　月　　　日 | 性別 | 男・女 |
| 代理人氏名（法人の場合代表者名） | フリガナ |  |
|  |
| 連絡先 | 電話番号　（　　　　）　　　－　　　　携帯番号　（　　　　）　　　－　　　　 |
| 現住所 | 〒　　　－　　　　　　　　　　　　　　　※ｱﾊﾟｰﾄ・ﾏﾝｼｮﾝ・棟号は省略せずに記入してください。 |
| 設 置 場 所 情 報 | 設置住所 | □ 現住所と同じ〒　　　－　　　　岡山県勝田郡奈義町※ｱﾊﾟｰﾄ・ﾏﾝｼｮﾝ・棟号は省略せずに記入してください。 |
| 建物区分 | □ 持ち家の戸建住宅　　□ 借家の戸建住宅 　□ 集合住宅　　□ 社宅・官舎□ 町営住宅　　　　　　□ 事業所□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 申請者と建物所有者が異なる場合は所有者の同意が必要です。 |
| 所有者 | フリガナ | ㊞ |
|  |
| 所有者住所 | 〒　　　－　　　　　　　　　　　　　　　※ｱﾊﾟｰﾄ・ﾏﾝｼｮﾝ・棟号は省略せずに記入してください。 |
| 所有者連絡先 | 電話番号　（　　　　）　　　－　　　　 |
| サ ー ビ ス | 奈義町情報提供サービス（なぎちゃんねる） |  |
| 行政情報提供 | □ 利用する |
| ＮＴＴ西日本提供サービス |
| ひかり電話 | □ 利用する設置場所でご利用中の電話番号（０８６８）　　－　　　　 |
| インターネット | * 利用する
 |
| 加入者番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

奈義町多機能情報端末等機器設置同意書兼設置申請に係る設置条件

別紙

**機器の設置条件は次のとおりです。**

１　多機能情報端末等（以下「機器等」という。）とは、光成端箱、多機能情報端末、光変換装置、雷対策つきOAタップ及びこれらに付随する配線・据え付け部材とする。

２　通信等に必要な配線の敷設及び壁面等への穴あけについて許可すること。

３　建物外壁及び建物内壁等への必要な機器等の取り付けについて許可すること。

４　申請者が所有又は管理する敷地の引き込み光ケーブル上空占用について許可すること。

５　設置した機器等は、町からの貸与品であるため、申請者が適正に管理すること。

６　故意又は過失もしくは、ねずみ食い・虫食い等に起因する故障が生じた場合、申請者が修理に要する費用を負担すること。

７　機器等を設置した場所の使用料については無償とすること。

８　機器等の利用に伴い必要となる費用（電気代等）は、申請者が負担すること。

９　一度設置した場所から機器等の移動、撤去の必要が生じた場所は、申請者が費用を負担すること。

10　申請者と所有者が異なる場合は、所有者の設置承諾を得ること。

11　本書を町が事業の目的に必要と認める業者へ所持させることに同意すること。

12　お知らせ以外の通信及び放送サービスについては、自己の所有する機器への接続・設定等を含め申請者の責任において利用する。

13　機器等の設置に伴い、敷地内及び屋内への立ち入りについて許可すること。また、工事完了後の維持・修繕・その他管理に伴う場合も同様とする。

15　機器等の使用を停止する場合は、速やかに奈義町役場情報企画課まで連絡すること。

**※　ご記入にあたって**

○　本書を事業の目的外に使用することはありません。

○　設置場所情報欄で、申請者と建物所有者が異なる場合は所有者の印鑑が必要です。

○　借家等での工事にあたり、住宅の所有者とのトラブルについて町は一切責任を負いません。

○　町では、申請された方からのご要望があっても、住宅の所有者からの設置承諾の代行はしません。必ずご自身で承諾を得ていただきますようお願いします。